

教第 35 号議案

神戸市立学校設置条例に関する条例の一部を改正する条例に関する意見決定について

神戸市立学校設置条例に関する条例の一部を改正する条例を制定するに当たり、教育長に委任する事務等に関する規則（昭和 31 年 11 月教育委員会規則第 8 号）第 2 条第 5 号の規定に基づき提示すべき意見を別紙のように決定する。

令和 2 年 10 月 8 日提出

神戸市教育委員会事務局  
事務局長 長谷川 達也

（以下略）



神戸市立学校設置条例に関する条例の一部を改正する条例に関する意見  
神戸市立学校設置条例に関する条例の一部を改正する条例の制定については異議ありません。

令和 年 月 日

神戸市教育委員会  
教育長 長 田 淳

教委経第 2153 号

令和 2 年 10 月 8 日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳 様

神戸市長 久元 喜造

神戸市立学校設置条例に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、神戸市立学校設置条例に関する条例（昭和 39 年 3 月条例第 87 号）の一部を改正する条例を制定するに当たり、神戸市教育委員会の意見を聴取します。

（担当：教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課）

第 号議案

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の件  
 神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 11 月 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例

第 1 条 神戸市立学校設置条例（昭和 39 年 3 月 条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表 2（第 3 条関係） 小学校			別表 2（第 3 条関係） 小学校		
名称	位置		名称	位置	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立 稗田小学 校		[略]	神戸市立 稗田小学 校		[略]
神戸市立 灘の浜小 学校		摩耶海岸通 2 丁 目 2 番 1 号			
[略]		[略]	[略]		[略]

[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
神戸市立西脇小学校		[略]
[略]		[略]
神戸市立多聞の丘小学校		[略]
[略]		[略]
[略]	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
神戸市立西脇小学校		[略]
神戸市立多聞南小学校		本多聞5丁目2番1号
[略]		[略]
神戸市立本多聞小学校		[略]
[略]		[略]
[略]	[略]	[略]

別表6（第3条関係） 特別支援学校

名称	位置
神戸市立盲学校	[略]
神戸市立灘さくら支援学校	神戸市灘区摩耶海岸通2丁目2番2号
神戸市立青陽灘高等支援学校	[略]
神戸市立友生支援学校	神戸市兵庫区夢野町1丁目1番地

別表6（第3条関係） 特別支援学校

名称	位置
神戸市立盲学校	[略]
神戸市立青陽東養護学校	[略]
神戸市立友生支援学校	神戸市兵庫区夢野町1丁目1番地
住吉分校	神戸市東灘区住吉東町4丁目1番58号

[略]	[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----	-----

第2条 神戸市立学校設置条例（昭和39年3月条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後			第2条による改正前		
別表2（第3条関係） 小学校			別表2（第3条関係） 小学校		
名称	位置		名称	位置	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立 多聞の丘 小学校	[略]	本多聞5丁目2 番1号	神戸市立 多聞の丘 小学校	[略]	本多聞4丁目4 番1号
[略]		[略]	[略]		[略]
[略]		[略]	[略]		[略]

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

理 由

小学校, 特別支援学校を設置し, 及び廃止するに当たり, 条例を改正する必要があるため。



## H A T 神戸新設小学校・特別支援学校の校名案について

## 1 小学校校名案について

- (1) 校名案 「(仮称) 神戸市立灘の浜小学校」
- (2) 選定理由 新設校周辺の地域を表す通称で、分かりやすい
- (3) 選定経緯 保護者・地域・学校関係者からなる開校準備委員会での協議をもとに選定した。

## 2 H A T 神戸特別支援学校校名案について

- (1) 校名案 「(仮称) 神戸市立灘さくら支援学校」
- (2) 選定理由 灘区の木が桜であり、地域との交流場所となる隣接する公園の桜が地域に親しまれている
- (3) 選定経緯 地域や保護者・学校関係者へのヒアリングをもとに開校準備委員会で協議し、選定した。

## 3 高等特別支援学校校名案について

- (1) 校名案 「(仮称) 神戸市立青陽灘高等支援学校」
- (2) 選定理由 伝統のある青陽を残し、地名の灘を加えている
- (3) 選定経緯 地域や保護者・学校関係者へのヒアリングをもとに開校準備委員会で協議し、選定した。

## 4 今後のスケジュール

- 7月20日 教育委員会会議（校名（仮称）の議決）
- 12月 市会本会議（神戸市立学校設置条例の一部改正により校名決定）

## H A T 神戸新設小学校・特別支援学校の校名案選定について

## 1 校名の考え方

学校は地域コミュニティの核であることから、地域に愛される学校となるよう、地域の由来や地名などを踏まえ、保護者や地域の意見を参考に「親しみやすさ」「言いやすさ」「他に紛らわしいものがないか」といった観点から選定を行う。

## 2 校名候補案の選定

保護者・地域の代表など学校関係者との意見交換（開校準備委員会等）をもとに、下記校名候補案を選定

[開校準備委員会]

構成：西灘小学校・なぎさ小学校の保護者代表（各3名）・校長・教頭  
[オブザーバー] 地域代表（各3名）

## (1) 小学校

[校名候補案]

よみがな	表記名	おもな選定理由
なだのはま	灘の浜小学校	新設校周辺地域の通称で、学校の所在地が分かりやすい
なだのはまさくら	灘の浜さくら小学校	灘区の木が「桜」であり、隣接する公園の桜が地域に親しまれていることから、通称名と組み合わせた
	灘の浜桜小学校	
なださくら	灘さくら小学校	灘区の木が「桜」であり、隣接する公園の桜が地域に親しまれていることから
	灘桜小学校	
みぬめのはま	敏馬の浜小学校	「みぬめ」は万葉集にもうたわれている古地名であり、新しい学校に地域の歴史を感じてほしいから

## ○校名の選定

新設小学校は、「西灘小学校校区」と「なぎさ小学校校区」からの分離新設であることを踏まえ、2校それぞれの地域（校区）に配慮し、下記の観点から選定

- ①地域名（西灘小校区・なぎさ小校区）を組み合わせた校名
- ②学校の所在地名（旧地名等）をもとにした校名
- ③自然環境や思い、願い等をもとにした校名

## (2) 特別支援学校

## [校名候補案]

## ① H A T神戸特別支援学校

よみがな	表記名	おもな選定理由
はっとさくら	H A T さくら支援学校	新しい学校・地域の共存と灘区の木が「桜」であることから
ゆいなだのはま	結なだのはま支援学校	仲よく結ぶ絆を大切にしたい気持ちから
なだこうせい	なだ光星支援学校	ひとりひとりが光り輝くような学校になって欲しいという願いを込めて
はっときょうせい	H A T 共生支援学校	皆で共に生きていきたいという願いを込めて
なだかがやき	灘かがやき支援学校	児童生徒の光り輝く未来という願いを込めて
なださくら	灘さくら支援学校	灘区の木が桜であり、地域との交流場所となる隣接する公園の桜が地域に親しまれていることから

○特別支援学校のこれまでの例

通学区域が広いため、必ずしも地名をもとにしていない。

- ・友生支援学校、青陽東養護学校

最近開校した学校は、地域名に学校の理念や思い等を組み合わせている。

- ・青陽須磨支援学校(H21)、いぶき明生支援学校(H29)

## ② 高等特別支援学校

よみがな	表記名	おもな選定理由
せいようひがし こうとう	青陽東高等支援学校	地域や保護者に浸透し、伝統ある青陽東をそのまま残す
せいようなだ こうとう	青陽灘高等支援学校	伝統のある青陽を残し、地名の灘を加えている
しょうよう こうとう	翔陽高等支援学校	青陽東の陽と高等部の生徒が社会に羽ばたくイメージの翔を組み合わせている
なだみらい こうとう	灘みらい高等支援学校	地名の灘と未来に羽ばたく生徒が学ぶ学校
なだひかり こうとう	灘ひかり高等支援学校	地名の灘と光り輝く未来を生きる生徒が学ぶ学校

## 3 校名応募数

H A T神戸新設小学校

応募数：470件（校名案数297案）

H A T神戸新設特別支援学校

応募数：82件（校名案数57案）

高等特別支援学校（現青陽東養護学校）

応募数：78件（校名案数44案）

「(仮称) 神戸市立灘の浜小学校」「(仮称) 神戸市立灘さくら支援学校」  
「(仮称) 神戸市立青陽灘高等支援学校」の概要

## 1 経緯

灘区南部・中央区東部では児童数が増加傾向にあり、また、今後も集合住宅の建設などにより増加が見込まれることから、H A T神戸に小学校を新設するとともに、周辺校を含めた校区変更を行うことで学校の過密化、教室不足に対応する。

また、特別支援学校においても、市東部の特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、青陽東養護学校を（知的障害部門）高等部の学校とし、H A T神戸に知肢併置の特別支援学校を新設する。

## 2 「(仮称) 神戸市立灘の浜小学校」「(仮称) 神戸市立灘さくら支援学校」の概要

設置場所	灘区摩耶海岸通2丁目
開校時期	令和3年4月（予定）
敷地面積	15,000㎡（小学校・特別支援学校）
建物構造	5階建て（特支校は6階） 鉄筋コンクリート造

### 学校概要

【(仮称) 神戸市立灘の浜小学校】西灘小学校、なぎさ小学校からの分離新設  
 （校区） 岩屋北町、岩屋中町、岩屋南町、摩耶海岸通  
 （学校規模） 児童数約550人

【(仮称) 神戸市立灘さくら支援学校】青陽東養護学校、友生支援学校からの分離新設  
 （通学区域） 東灘（※）、灘、中央区  
 （設置学部） 知的障害部門：小学部、中学部  
 肢体不自由部門：小学部、中学部、高等部  
 （学校規模） 児童生徒数約180人

※ 知的障害部門は本山中・住吉中・御影中・向洋中の校区

## 3 「(仮称) 神戸市立青陽灘高等支援学校」（現青陽東養護学校）の概要

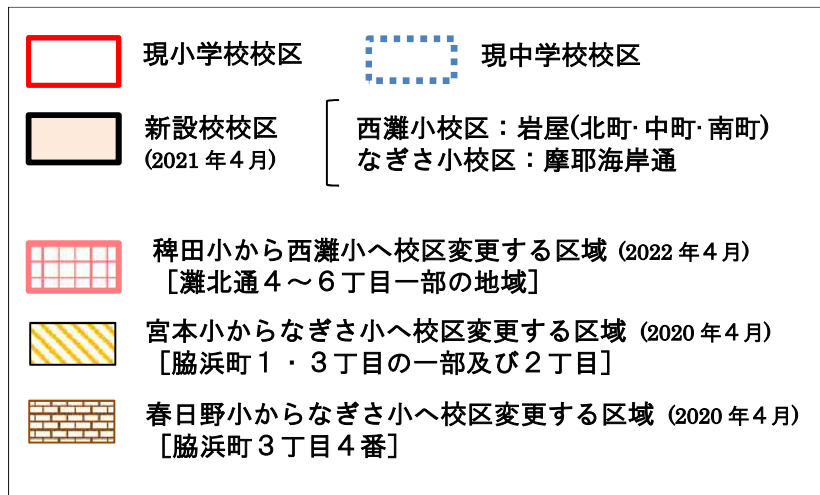
設置場所	灘区岩屋北町6丁目
開校時期	令和3年4月（予定）
敷地面積・建物構造	約5,600㎡・5階建て 鉄筋コンクリート造

### 学校概要

（通学区域） 東灘（※）、灘、中央区  
 （設置学部） 知的障害部門：高等部  
 （学校規模） 生徒数約120人

※ 本山中・住吉中・御影中・向洋中の校区

(仮称) 神戸市立灘の浜小学校 校区図



## 垂水区多聞南小学校・本多聞小学校 統合小学校の校名案について

## 1 校名案について

- (1) 校名案 「(仮称) 神戸市立多聞の丘小学校」
- (2) 選定理由 丘陵地に建つ学校であり、両校の校歌にも「おか」が入っていることから、親しみやすい
- (3) 選定経緯
- ・令和2年6月に、多聞南小学校・本多聞小学校の児童・保護者、地域住民を対象として校名募集アンケートを実施
  - ・応募のあった校名案の中から、両校の保護者代表及び校長・教頭、地域代表者等により構成された「統合推進委員会」において、6案を校名候補案として選定
  - ・統合推進委員会や、教育委員会事務局内での意見も踏まえ、上記校名案を選定

## 2 今後のスケジュール

- 8月24日 教育委員会会議（校名（仮称）の議決）
- 12月 市会本会議（神戸市立学校設置条例の一部改正により校名決定）

## 垂水区多聞南小学校・本多聞小学校の統合小学校の校名募集結果について

### 1 校名募集の概要

#### (1) 校名募集学校

垂水区多聞南小学校と本多聞小学校の統合小学校

#### (2) 募集期間

令和2年6月5日(金)～15日(月)

### 2 募集結果について

#### (1) 応募数 177件 (校名案数42案)

内訳) 児童・保護者：149件 地域：28件

#### (2) おもな校名案

①「ほんたもんみなみ」小学校	55件 (全体の31%) ※「本多聞南」など5案
②「しんたもん」小学校	35件 (全体の19%) ※「新多聞」など4案
③「たもん」小学校	26件 (全体の14%) ※「多聞」など2案
④その他	61件
「南本多聞小学校」「多聞の丘小学校」「多聞寺小学校」「花多聞小学校」 「多聞すみれ小学校」「ささゆり小学校」「元気いっぱい小学校」など	

### 3 校名決定までのスケジュール(予定)

- ①令和2年6月上旬 校名募集(学校・地域)
- ②6月下旬 統合推進委員会にて校名案の協議
- ③7月下旬 教育委員会会議にて協議
- ④7月下旬 統合推進委員会にて最終候補案の協議
- ⑤8月下旬 教育委員会会議にて校名(仮称)の議決
- ⑥12月 市会本会議にて条例一部改正案可決→校名正式決定

※ 統合推進委員会…多聞南小学校、本多聞小学校の保護者・地域の代表者等で構成し、校名や通学路の安全対策等について協議を行っている

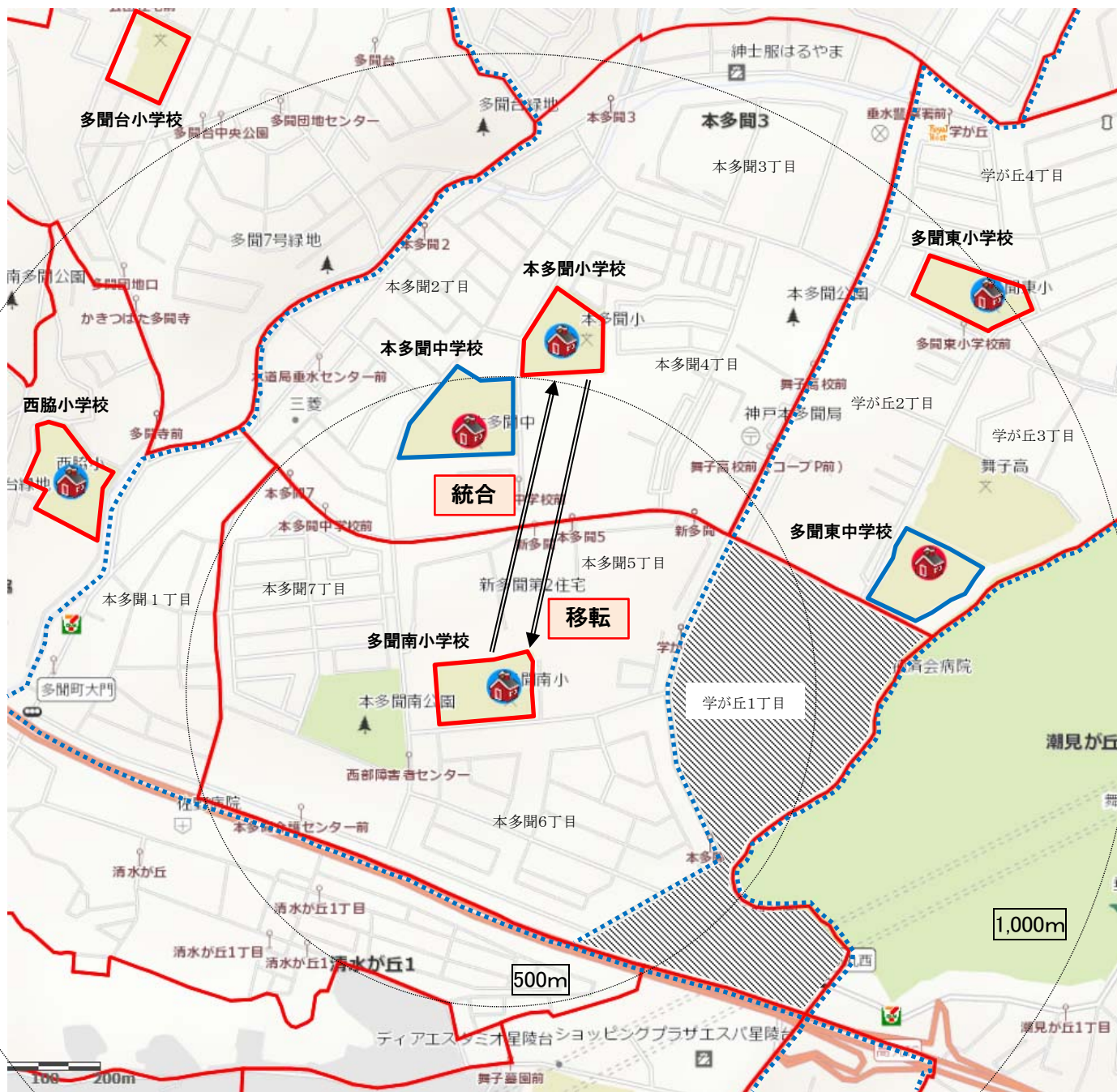
### 4 学校概要

統合時期：令和3年4月

統合以降のスケジュール(予定) ※別紙校区図参照

- |         |                    |
|---------|--------------------|
| 令和3年4月  | 本多聞小学校校地で統合        |
| 令和3～4年度 | 多聞南小学校校舎の長寿命化他改修工事 |
| 令和5年度   | 統合校の所在地変更(多聞南小学校)  |

# 校区図



- 小学校区
- ..... 中学校区